

キルギス語において使役が受動の意味をもつとき¹

大崎 紀子

1. はじめに

チュルク語では、使役表現と受動表現は、通常、形式の異なる別個の接辞を動詞語幹に付加することによって示される。しかし、使役の形式によって受動の意味を表す場合のあることが、以前から指摘されてきた。形式的には使役文であるものが意味としては受動を表す場合というのは、例えば、大崎 (2000 : 71) で「使役文の再帰的な用法」として紹介した次のようなキルギス語の例である。

(1) Kyrg. *Ur-gan kiši — dōŋ menen, ur-dur-gan kiši — ʒol menen.*

殴る・過去 人 丘 によって 殴る・使役・過去 人 道 によって

「殴った人は丘によって、殴らせた人 (= 殴られた人) は道によって」

(諺. 勝者は偉そうに丘を歩き、敗者は卑屈に下の道を行くという意. Yudaxin 1965)

上の *ur-dur-gan kiši* 「殴らせた人」が表しているのは「(誰かに誰かを) 殴らせた人」ではなく、「(誰かに自分を) 殴らせた人」すなわち「殴られた人」である。つまり、形式的には使役の形をとっているが、意味としては受動を表しているということになる。

このとき、受動接尾辞を用いて *ur-ul-gan kiši* としてもほぼ同じ意味内容を表すことができるのに、なぜ受動接尾辞ではなく使役接尾辞が用いられているのだろうか。このような表現はキルギス語だけでなく、他のチュルク語にも広くみられるものなのだろうか。本稿では、このような疑問をもとに、キルギス語において使役文が受動の意味を表すという現象に対して

¹ この研究は、文部科学省科学研究費補助金基盤研究 (A) 海外 (1) 「チュルク系諸言語における接触と変容のメカニズムに関する調査研究」(研究代表者 林徹) による援助を受けている。キルギス語のデータに関しては、キルギスタン、オシシュ出身のチナーラ・アブディカディロワさん、ピシケク出身のアイヌーラ・ジュマグロワさん、サバルベク・オシュラフノフさんに言語コンサルタントとして協力していただいた。

記述と説明を試みたい。

チュルク語において使役文が受動の意味をもつ場合があることについては、かなり以前から指摘され、議論されてきた。例えば、Kormušin は「使役動詞の受動的意味について」という論文で「一般に、アルタイ諸語の動詞使役形は、受動的な表現に関わることができる」と述べて、この現象を、ヤクート語、ハカス語、カラカルパク語などのチュルク語だけでなく、ブリヤート語や満州語などのアルタイ系言語に共通して見られる現象として捉え、その意味構造について論じた (Kormušin 1975)。また、Ščerbak は『チュルク語比較形態論概説』の中で、チュルク語の多くの言語に使役文が受動の意味をもつ場合があることを紹介し、それが使役の意味から派生した許可の意味が発展したものであるという見解を示している (Ščerbak 1981 : 120-121)。さらに、Yuldašev は、『比較歴史チュルク語文法形態論』の中で、使役文による受動表現が 11 世紀後半にマフムード・アル・カーシュガリー (Mahmūd al-Kāšyarī) によって書かれた『チュルク語辞典』(Dīwān Luyāt at-Turk : DLT) の中で既に現れていることを紹介し、また、同様の表現をもつモンゴル語との関係が指摘されていることについても言及した (Yuldašev 1988 : 284-295)。

このように、使役文が受動の意味を表す場合があることについてはかねてから指摘されてきたのだが、記述という面では、この現象の存在を紹介する程度の簡単なものにとどまっていた。したがって、上に述べたような、受動接尾辞があるのにそれを用いず、使役接尾辞を用いて受動の意味を表すのはなぜか、使役接尾辞と受動接尾辞はどのように使い分けられているのか、といった疑問に正面から取り組むような研究は、これまであまり行われてこなかった。

本稿では、チュルク語の中でもとくにキルギス語に注目し、使役文が受動の意味をもつ場合について考察を行う。使役文が受動の意味をもつという現象は、Yuldašev (1988) が言うように、古代チュルク語にまで遡る長い歴史をもつ現象であり、古代チュルク語の時代から千数百年を経て広大な地域に進出し定着した現代のチュルク語の各方言に、この現象がどのように受け継がれているのかを知ることは、未だ謎の多いチュルク語の方言形成のプロセスを探るヒントになると思われる。後に詳しく述べるが、本稿で問題とする現象は、東西に長く帯状に分布するチュルク語の分布域の中で西に行くほど現れる頻度が低くなり、東に行くほど用いられる表現の範囲が広くなるという傾向がある。天山山脈の北麓に国土を有するキルギスタンを中心に話されるキルギス語は、チュルク語の分布域のほぼ中央に位

置していることから、使役文が受動の意味を表すという現象の方言ごとの現れ方の違いを明らかにするための比較標準として適した言語であると筆者は考える。

本稿では、次のような構成で論述を行う。まず、2章で使役文が受動の意味を表すというのはどういうことか、言い換えれば、どのような文を「受動の意味を表す使役文」と呼ぶのかを明確にし、その上で、その特徴をもとに「受動の意味を表す使役文」の下位分類を行う。3章では、分類されたタイプごとに、それらの表現がキルギス語においてどのように現れるか、使役接尾辞と受動接尾辞はどのように使い分けられているかを、他のチュルク語と比較しながら考察する。そして4章では、チュルク語だけでなく、モンゴル語や朝鮮語、日本語などを視野に入れた通言語的な観点から使役と受動の関係を論じ、そこから再びキルギス語における「受動の意味を表す使役文」とは何かについて考えてみたい。

2. 受動の意味を表す使役文

2.1 使役文が受動の意味を表すというのはどういうことか

本節では、どのような文を「受動の意味を表す使役文」と呼ぶのかを明確にしておきたい。まず、次の文を見てもらいたい。

(2) Kyrg. *Men but-um-du it-ke kap-tir-di-m.*

私 足-1 単所有-対格 犬-与格 噛む-使役-過去-1 単

「私は自分の足を犬に噛ませた」

本稿では、動詞語幹に使役接尾辞がついた形を動詞使役形と呼び、動詞使役形を述部にもつ文を使役文と呼ぶ²。そこで、(2)の文は使役文であり、これを直訳すると、上のように「足を犬に噛ませた」となる。しかし、実際の意味内容としては、複数の解釈が成り立つ可能性がある。Kormušin (1975) では、ヤクート語の同様の例について (*Atax-pi-n ik-ka*

² 例えばキルギス語の *Al ešik aç-ti*。「彼はドアを開けた」という文は、「彼」の行為により対象の状態変化ないし位置変化が引き起こされたという意味で一般的な用語によって使役文 (causative sentence) と呼ぶことも可能である。しかし、この文は述部に動詞使役形を含むものでないため、本稿での「使役文」の範疇には入れない。

itir-tar-di-m. ; 足-1 単所-対格 犬-与格 噛む-使役-過去-1 単) 複数の解釈が成り立つことが述べられているが、その表現にならって示せば、その可能な複数の解釈とは次のようなものになる。

- (3) ① (故意に) 犬が自分の足を噛むように仕向けた
- ② (意識的に) 犬が自分の足を噛むのを許した, あるいは妨げなかった
- ③ (うっかり) 犬が自分の足を噛むのを許した, あるいは見逃した

①の解釈は、文の主語である「私」を使役動作の意図的な発動主体であるとするものであり、「使役主体が意図的に他の主体に一定の動作や行為を強要する」という典型的な使役の状況にもっとも近い。時間軸上の事態の推移という点では、まず主語である「私」による何らかの意図的な引き起こしの行為があり、次に、これによって「犬が足を噛む」という事態が引き起こされたということを示している。これに対し、③の解釈では、時間的な事態の経過順において①の解釈とはまったく逆の状況を示す。すなわち、まず「犬が足を噛む」という事態が起き、次に、文の主語である「私」がそれを無意識的に許容するという行為が行われたということを示している。②の解釈は、時間上の事態の推移という点では③と同じであるが、文の主語である「私」に「犬が足を噛む」という事態を許容するという意図性が認められるという点で①に近く、いわば①と③の解釈の中間的なものである。

②の解釈は「意図的な許容使役 (volitional permissive-causative)」, ③の解釈は「非意図的な許容使役 (nonvolitional permissive-causative)」と呼ばれることもあるが、これらの解釈が示す事態は、意味的には「使役」というより「受動」に近い。名詞句に与えられる意味役割という観点から捉えると、①の解釈における「私」は事態の発生における使役主 (causer) の役割を担うのに対し、③の解釈における「私」には、影響を受ける者として affectee あるいは undergoer というような意味役割が与えられることになる。③と同じ事態を日本語で表現すれば、次に示すように、「私は足を犬に噛まれた」という「間接受動」と呼ばれる受動文の形式によって表されることになる。

(4) 日本語の間接受動文「私は足を犬に噛まれた」:

[私 (非意図的)] ←影響 [足を犬が噛んだ]

キルギス語の使役文 (2):

(3①) の解釈: [私 (意図的)] →引き起こし [足を犬が噛んだ]

(3②) の解釈: [私 (意図的)] ←影響 [足を犬が噛んだ]

(3③) の解釈: [私 (非意図的)] ←影響 [足を犬が噛んだ]

間接受動 (indirect passive) は、日本語の受動文の分類のひとつで、対応する能動文をもたない受動文をいう。例えば「足が犬に噛まれた」という受動文には「犬が足を噛んだ」という能動文が対応するが、「私は足を犬に噛まれた」という受動文には対応する能動文がない。日本語の受動文では、動詞の意味上の目的語 (動作の対象) が文法上の主語になれるだけでなく、その動作によって影響を受ける (affected) 別の主体も、文法上の主語に置くことができ、この場合には対応する能動文が存在しない。間接受動は、一般に被害や迷惑な影響を受けることを表すので「迷惑受身 (adversative passive)」と呼ばれることもある。

(4) に示したように、キルギス語の使役文 (2) によって表される事態の構造は、日本語の間接受動文によって表される意味内容にほぼ相当する場合がある。言い換えれば、日本語の間接受動文によって表される意味内容を、キルギス語では使役文を用いて表す場合があるということになる。これは次にみるように、他のチュルク語においても広くみられる現象である (ヤクート語とウズベク語の例は Ščerbak 1981: 120, カザフ語の例は飯沼 1995, トルクメン語の例は Yuldašev 1988: 293, トルコ語の例はビョケソイ 2000: 93 による³⁾。

(5) a. 私は 私の時計を 盗まれた。

b. Yak. Čahī-bī-n uor-dar-dī-m.

時計・1 単所有・対格 盗む・使役・過去・1 単 「私は私の時計を盗まれた」

c. Uzb. U pul-i-ni ōyirla-t-di.

彼 お金・3 所有・対格 盗む・使役・過去・0 (3 単) 「彼は彼のお金を盗まれた」

d. Kaz. Men nārse-m-di urla-t-īp al-dī-m.

私 持ち物・1 単所有・対格 盗む・使役・副動詞 取る・過去・1 単

「私は私の持ち物を盗まれてしまった」

³⁾ 表記についてキリル文字からの翻字やグロスの添加などの修正を加えている。翻字法は論文末参照。

e. Turkm. *Vax, inim, bəş myň manat pul-um-y al-dyr-dy-m.*

ああ おい 5 千 ルーブル お金・1 単所有・対格 取る・使役・過去・1 単

「ああ、おい、私は 5000 ルーブルのお金を取られた」

f. Turk. *Taro cüzdan-ı-nı çal-dır-dı.*

太郎 財布・3 所・対格 盗む・使役・過去・0 (3 単) 「太郎が財布を盗まれた」

(5f) の例について、ピョケソイ (2000) は「財布が盗まれたことは太郎の意識外に行われ、その結果として太郎が影響をうけたという意味が生じる」と述べている。そして、このような文を「使役構造受動文」と呼んで、それが望ましくない結果を表す場合に限られることなど、日本語の間接受動文との共通性を指摘している。

日本語で表現すれば受動文になるからといって、それがそのまま「受動を表す」ということでは決してない。ここでは「意味的に受動を表す」ということを「文法上の主語が、動作の主体ではなく、動作の対象である場合、またはその動作によって影響を受ける主体である場合」と捉えておくことにする。すると、(5) に挙げたチュルク語の例はどれも使役文の形式をとるものの、意味的には「受動文」であると言ってよい。本稿では、これらを「受動の意味を表す使役文」と呼ぶ。ピョケソイ (2000) による「使役構造受動文」という用語は形式が受動文なのか、意味的に「受動文」なのかについて混乱を招くおそれがあるので本稿では用いないこととし、幾分迂言的ではあるが「受動の意味を表す使役文」という表現を用いる。

2.2 受動の意味を表す使役文の下位分類

キルギス語をはじめ、チュルク語の「受動の意味を表す使役文」は、統語的及び意味的な観点から、いくつかのタイプに分類することができる。この下位分類について述べる。

2.2.1 直接受動相当の使役文と間接受動相当の使役文

次のキルギス語の二つの文を見てもらいたい。

(6) a. Kyrg. *Al saga ur-dur-ba-y-t.*

彼 お前(与格) 叩く・使役・否定・現未・3 単

「彼はお前には叩かせない／叩かれない」

b. Kyrg. *Men košelyok(g)-um-du al-dīr-dī-m.*

私 財布-1 単所有-対格 取る-使役-過去-1 単 「私は財布を取られた」

(6a) の文では、述部の動詞句の文法上の主語にあたる *al* 「彼」は、*ur-*「殴る」という動詞の表す動作の主体ではなく、動作の直接の対象である。本稿冒頭の(1)で挙げた、“*Ur-gan kiši — dōj menen, ur-dur-gan kiši — jol menen.*” 「殴った人は丘によって、殴られた人は道によって」というキルギス語の諺も、同様に *ur-dur-gan* 「殴られた」という動詞句の主語 *kiši* 「人」は、動作の直接の対象である。

これに対して、(6b) の例では、*al-*「取る」という動作の直接の対象は *košelyok* 「財布」であり、文の主語である *men* 「私」は財布の所有者として間接的に「取る」という動作の影響を受ける主体だということになる。

このように、(6a) と (6b) は、動作の対象が文法上の主語になるか、それとも、直接の動作対象を示す対格名詞句を保ったまま動作によって影響をうける別の主体が文法上の主語になるかという点で違いがある。これを受動文の分類に当てはめて考えると、(6a) は直接受動文に、(6b) は間接受動文に相当すると言することができる。本稿では(6a) のような使役文を「直接受動相当の使役文」、(6b) を「間接受動相当の使役文」と呼んで区別することにする。

(5) に挙げたチュルク語の例は、どれも「間接受動相当の使役文」である。チュルク語の各方言を観察すると、「間接受動相当の使役文」は程度の差はあれ、どのチュルク語にも見られるが、(6a) のような「直接受動相当の使役文」は、これを許容するかどうか、許容する場合にはどの程度許容するかによって方言のタイプが分かれるように思われる。

2.2.2 再帰的使役文:意図性の有無

以上のように、チュルク語の受動の意味を表す使役文は、統語的な観点から、相当する受動文の種類によって「直接受動相当の使役文」と「間接受動相当の使役文」の2つに分かれるが、これとは別に、チュルク語の受動の意味を表す使役文には異なる観点から分類されるタイプが存在する。

(7) a. Kyrg. *Vrač-ka ukol say-dīr-dī-m.*

医者-与格 注射 刺す-使役-過去-1 単 (Kudaybergenov 1987: 252)

「私は医者に注射を刺させた／刺された」

b. N.Uyg. *Män sakil-im-ni al-dur-du-m.*

私 ひげ-1 単所有-対格 取る-使役-過去-1 単 (Ščerbak 1981 : 120)

「私はひげを剃らせた／剃られた」

(7a) の例は、文字通りに解釈すれば明示されているのは「私が医者に注射を刺させた」ということだけで、誰が注射を刺されたのかは明確には分からないはずである。だが特に文脈などで指定がない限り、注射を刺されたのは「私」だと解釈される(大崎 2000 : 70)。つまり、動詞の表す動作の対象が文法上の主語になるという点で受動の解釈が成り立つ。

このとき、論理的には、「医者に(自分に)注射をするように強制した」あるいは「医者に頼んで(自分に)注射をしてもらった」という使役の解釈と、「私」の意味と関係なく「医者に注射をされた」という解釈の両方が成り立つ。(7b) についても同様に、「命令してひげを剃らせた」あるいは「頼んでひげをそってもらった」という使役の解釈と、「無理やり／勝手にひげを剃られた」という受動の解釈の両方が、一応成立する。

使役の解釈も受動の解釈も成り立つという点では、前節(5)で挙げた「財布を盗ませた／盗まれた」という典型的なチュルク語の「受動の意味を表す使役文」でも同じであるが(前節(3)参照)、使役の解釈と受動の解釈のどちらがより自然であるか、言い換えれば、どちらの解釈の方が特別な文脈を必要としないか、という点を考えると、(5)に挙げたものと(7)の例との間には違いがある。すなわち、(5)のように「財布を盗まれた」というような例では、受動の解釈の方が自然で、使役の意味に解釈するにはかなり不自然な文脈を考えなければならない。これに対して(7)の例では、使役の解釈の方が自然で、受動の解釈は成り立ちにくい。

(7)の例は、動詞の表す動作あるいはその利益の方向が文の主語に向けられていること、文の主語が事態の引き起こしについて積極的な関与者であるという解釈が成り立つことなどから、受動文よりもむしろ再帰文と共通する点が多い。チュルク語の再帰文では、次のように、動詞語幹に再帰接尾辞が付加された動詞再帰形を述部にもつことにより、動作が動作主体そのもの、または動作主体の所有物に向けられること、あるいは動作が動作主体のためにおこなわれること(動作の利益が動作主体に向けられていること)などが表される(cf. Ščerbak 1981 : 112)。

(8) a. Turk. *yika-n-* 「(自分を)洗う」 *tara-n-* 「(自分の)髪をとかす、髪を整える」

洗う-再帰-

髪をとかす-再帰-

b. Kyrg. *makta-n-* 「自慢する」

ほめる-再帰-

Ata bol-du-m de-p makta-n-ba, adam bol-du-m de-p makta-n.

父 なる-過去-1単 言う-副動詞 ほめる-再帰-否定 男 なる-過去-1単 言う-副動詞 ほめる-再帰

「父になったと言って自慢するな、男になったと自慢せよ(諺)」

上記のような典型的な再帰文においては文法上の主語が動作主であり、動作主とその動作の対象が一致するが、(7)に挙げた使役文では、文法上の主語自体は動作主ではなく、別の主体に自分に対する行為をさせるという点で、典型的な再帰文とは異なる。文法上の主語が動作主体ではなく動作の対象であるという点だけを考えれば、(7)のような使役文を「受動の意味を表す使役文」にまとめてもよい。しかし、文の主語が動作の対象でありながら事態の引き起こしに積極的に関与するという点を重視して、(7)のような使役文を(5)のような使役文とは区別して捉えておきたい。そこで、「受動の意味を表す使役文」の下位分類として、(7)のような使役文を「再帰的使役文」と呼んでおく。

このように(5)の使役文と(7)の使役文の違いは、動作の対象(あるいは動作によって影響を受ける主体)である文の主語に、事態の引き起こしに対する明確な意図性が認められるかどうかである。そこで、「受動の意味を表す使役文」のうち、文の主語に意図性が認められる場合を「再帰的使役文」と呼ぶ、と単純に定義したいところだが、実際はもう少し複雑である。例えば、次のような使役文をどのように捉えるべきかを考えなければならぬ。

(9) a. Turk. *Saltanat gemi-si kaptan-sız kal-ır-sa çok geç-medem*

王国 船-3所 船長-無し 残る-超越時制-仮定 多く 経つ-前に

bin-dir-ir kayalık-lar-a

乗る-使役-超越時制 岩礁-複数-与格

「王国という船は船長なしでは、すぐに岩礁に乗り上げてしまう⁴」

b. Turk. *Vasfiye Teyze yüz-ü-nü kız-dır-dı.*

ヴァスフィエ おばさん 顔-3所有-対格 熱くなる-使役-過去

「ヴァスフィエおばさんは自分の顔を熱くさせた(顔をほてらせた)」

(a, b ともに川口 1999: 93)

⁴ 引用元の川口(1999)の日本語訳では「スルタンの船は船長なしでは、すぐに岩礁に乗り上げてしまう」。

c. Kyrg. *Men sizdin pal'to-ηuz-ga kōz-üm-dü küy-dür-dü-m.*

私 あなた(属格) コート-2単所有-与格 目-1単所有-対格 燃える-使役-過去-1単

「私はあなたのコートに目を燃えさせた(うらやましく思った)」

(9a) は「船が(自分自身を)岩礁に乗らせる」という構造から「自発的なニュアンス」を生み出し、(9b) は「自らの身体の一部を~させる」という構造から「再帰的なニュアンスが生まれる」と川口(1999: 93)は述べている。(9c) のキルギス語の例もまた身体名称が対格名詞句として現れた再帰的な慣用表現である。これらの表現は、(7) の例とは異なり自動詞をもとにした動詞使役形を述部にもつ文であるが、2.1での定義に従うと、これらも使役文である。そして(9)の使役文は、使役主体と被使役主体が同一、あるいは所有者と所有物の関係にあることから、再帰的な使役文だと言うこともできる。

しかしながら、「再帰的な使役文」と呼んだ(7)の使役文とは、(9)の使役文は次の2つの点において異なっている。1つは、事態の引き起こしについて使役主体たる文の主語に意図性が認められないということである。風間(1999)が(9a, b)のトルコ語の例について「再帰的な非意図的な用法の例とみなすことができ」と述べている通り、(9)に表されているのは非意図的に発生した事態である。この点で、事態の引き起こしについての意図性に着目して区別した(7)の「再帰的な使役文」とは異なる。そして2つめの違いは、別の主体が介在するかどうかである。(7)の場合は上述の通り「別の主体に自分に対する行為をさせる」ことを表すので主語以外の主体が介在するが、(9)の場合にはそのようなことはなく、単一の主体(あるいは同一主体とみなすことのできる、主体の所有物など)の範囲内で事態が完結してしまう。この点において、(9)のような使役文は、「再帰的な」と言うことはできても、「受動を表す」と言うことはできないということになる。「受動を表す」というためには別の動作主体を表示できなければならない。つまり、「(意図的な)再帰的な使役文」は「受動の意味を表す使役文」の下位分類として存在するが、「(非意図的な)再帰的な使役文」は「受動の意味を表す使役文」には含まれない。このことは、(9)のような使役文が本稿の考察対象とする使役文からは除外されるということの意味する。そこで、本稿においては、(7)のような使役文を単純に「再帰的な使役文」と呼ぶこととし、「再帰的な使役文」いう場合は(9)のような使役文を含まず、「受動の意味を表す」ものだけを指すということにしておく。

なお、「再帰的使役文」という分類は、前節で述べた「直接受動相当の使役文」、「間接受動相当の使役文」という分類基準と対立するものではない。したがって、「受動の意味を表す使役文」の一部に「再帰的使役文」があり、「再帰的使役文」の中にも、「直接受動相当の使役文」と「間接受動相当の使役文」が存在することになる。

ここで以上をまとめると次のようになる。

(10) 「受動の意味を表す使役文」の下位分類

A 直接受動相当の使役文

A1 直接受動相当の使役文（非意図的）

A2 直接受動相当の使役文（意図的）＝再帰的使役文

B 間接受動相当の使役文

B1 間接受動相当の使役文（非意図的）

B2 間接受動相当の使役文（意図的）＝再帰的使役文

3. キルギス語において使役が受動の意味をもつとき

本章では、前節で分類した直接受動相当の使役文、間接受動相当の使役文それぞれについて、それらの表現がキルギス語においてどのような場合に成立するかを、他のチュルク語と比較しながら考察する。

3.1 直接受動相当の使役文

3.1.1 他のチュルク語とキルギス語

既に挙げたキルギス語の例 (1) *ur-dur-gan kiši* 「殴られた人」は、チュルク語のどの方言でも受動の意味をもつわけではない。例えば、新ウイグル語で「殴られた」を表せるのは *ur-ul-yan* (殴る-受動-過去) だけであり、使役形 (N.Uyg. *ur-yuz-yan*) は使役の意味にしか解釈できない。

直接受動に相当する場合に受動文ではなく使役文が用いられる例は、次のようにキルギス語だけでなく、カラカルパク語、トルクメン語、バシユキル語、ハカス語、ヤクート語などにもみられる。

- (11) a. K.Kalp. *Men sok-tür-di-m.* 「私は殴らせた／殴られた」
私 殴る-使役-過去-1単 (Ščerbak 1981 : 120)
- b. Turkm. *Araba bilen tovšan tut-dur-maz.*
荷馬車 によって ノウサギ 捕える-使役-否定-ø (3単)
「荷馬車で追いかけてもノウサギは捕まらない(諺)」
(Yuldašev 1988 : 293)
- c. Bašk. *tot-tor-* 「つかませる, 捕まえるよう仕向ける, 自分を捕まえさせる」
捕える-使役- (Yuldašev 1988 : 293)
- d. Khak *sox-tür-* 「(誰かを)殴らせる／自分を殴るのを許す」
殴る-使役- (Karpov 1975 : 180)
- e. Yak. *Kuobax soxso-go batta-p-pit.*
ノウサギ わな-与格 挟む-使役-過去結果-ø (3単)
「ノウサギがわなに挟まれた」 (Kormušin 1975)

直接受動に相当する場合で使役文が最も頻繁に用いられるのは、おそらくトゥヴァ語と、カラガス(トファラル)語⁵であろうと思われる。

- (12) a. Tuv. *ölür-t-ken xoy* 「殺された羊」
殺す-使役-過去 羊
- b. Tuv. *darla-kči-lar bolgaš darla-t-kan-lar* 「迫害する者とされる者」
苦しめる-者-複数 と 苦しめる-使役-過去-複数
- c. Tuv. *Tölee-ler xural-ga songu-t-kan-nar*
代表-複数 集会-与格 選ぶ-使役-過去-3複
「代表らが集会に選出された」
(a, b, cともに Pal'mbax 1961 : 275)
- d. Tuv. *Xoy börü-ye či-dir-ken.* 「羊が狼に食べられた」
羊 狼-与格 食べる-使役-過去-ø (3単) (Johanson 1998 : 56)
- e. Karag. *Ool i"t-ka i"sir-t-kan* 「男の子が犬に噛まれた」
男の子 犬-与格 噛む-使役-過去-ø (3単) (Ščerbak 1981 : 120)
- f. Karag. *Oñ neš-ka ba"sir-t-kan* 「彼は木に挟まれた」
彼 木-与格 押さえる-使役-過去-ø (3単) (Rassadin 1978 : 138)

⁵ トゥヴァと隣接する地域で使用される言語。カラガスは言語名だが、民族名及びロシアでの名称はトファラルである。話者は「1959年には560名の話者が記録されているが、現在何名残っているか明らかでない」(庄垣内 1988)という。

トゥヴァ語やカラガス語でも、他のチュルク語と同じように、使役接尾辞と受動接尾辞は別個の形式として存在する。しかし、上記の例にみるように受動の意味を表す場合に動詞使役形が多用される。Pal'mbax (1961 : 274) はトゥヴァ語の使役について次のような特徴的な記述をしている。

「トゥヴァ語における使役態は、意味的なニュアンス、形成方法、及び統語的な特殊性において他のチュルク語とは異なっている。(中略) 使役態には次のような基本的な意味がある。①使役—‘誰かに何かをさせる’、②受動—‘誰かによる行為を受ける’‘誰かが自分に対して行う行為を許す’」

カラガス語についても、Rassadin (1978 : 136) は、カラガス語の使役態の意味として「使役の意味」と「受動の意味」とを、トゥヴァ語に関する Pal'mbax (1961) と同様に並べて記述している。トゥヴァ語とカラガス語は「1言語の2方言といえるくらいに類似」しているとされているが(庄垣内 1989 : 1273)、上記のような「使役態」の特徴的な意味記述に関しても両言語の間には共通性が認められる。そして Pal'mbax (1961) の言うように、このような記述の仕方は他のチュルク語の文法記述には見られない。

さらに(11)や(12)に挙げたトゥヴァ語やカラガス語に特徴的な直接受動相当の使役文と、キルギス語の場合とを比較すると、互いの違いが明らかになる。キルギス語では、直接受動に相当する場合に使役文を用いる場合は見られるものの、必ずしも一般的な表現とは言えない。直接受動にあたる表現では、一般的には、次のように受動接尾辞を用いた受動文によって表現され(13a,b)、使役接尾辞を用いた場合とは表す意味が異なってくる(13c)。

- (13) a. Kyrg. *Koy bürü-gö je-dil-gen* / * *je-dir-gen*.
羊 狼-与格 食べる-受動-過去 食べる-使役-過去
 「羊が狼に食べられた」
- b. Kyrg. *öltür-ül-gön koy* 「殺された羊」 (cf. (12a))
殺す-受動-過去 羊
- c. Kyrg. *öltür-t-kön koy* 「(誰かが誰かに命じて)殺させた羊」
殺す-使役-過去 羊

また、キルギス語において、(14a)のように間接受動に相当する場合でも、(14b,c)のように、直接受動になれば

受動接尾辞が用いられ、(14d) に見るように、(12) のトゥヴァ語やカラガス語のような使役接尾辞を用いて直接受動にあたる表現をすることはできない。

(14) a. Kyrg. *Men at-īm-dī uurda-t-tī-m.* 「私は馬を盗まれた」

私 馬-1 単所有-対格 盗む-使役-過去-1 単

b. Kyrg. *At-īm uurda-l-dī.* 「私の馬が盗まれた」

馬-1 単所有 盗む-受動-過去-0 (3)

c. Kyrg. *uurda-l-gan at* 「盗まれた馬」

盗む-受動-過去 馬

d. Kyrg. **At-īm uurda-t-tī.*

馬-1 単所有 盗む-使役-過去-0 (3)

2.2.2 で述べた再帰的使役文についても、キルギス語とトゥヴァ語の間には明確な違いがある。トゥヴァ語には次のような再帰的使役文がみられる。

(15) Tuv. *Öörenikči-ler emči-ge šinči-t-ken-ner.*

生徒-複数 医者-与格 注意して見る-使役-過去-3 複

Šuptu kadik bol-gan-nar.

全員 健康 なる-過去-3 複

「生徒らは医者に見させた／見てもらった。全員健康であった。」

(Isxakov 1961 : 127)

上の例では、*šinči-*「注意して見る」という動作の直接の対象は、文の主語である *öörenikči-ler*「生徒」であり、「再帰的使役文」の中でも「直接受動相当の使役文」にあたる。このようにトゥヴァ語では再帰的使役文でも直接受動に相当する使役文が許容されている。

しかしながら、次にみるように、キルギス語では(15)のような使役文においてトゥヴァ語のような「自分たちを見させた／見てもらった」という再帰的な解釈は成り立たず、(16a)のように再帰的ではない使役の解釈しかできない。再帰的な表現をするためには(16b)のように再帰接尾辞を用いる。

(16) a. Kyrg. *Okuuču-lar vrač-ka kör-söt-üş-tü.*⁶

生徒-複数 医者-与格 見る-使役-3 複-過去

「生徒たちは医者に(何かを)見させた/見せた」

b. Kyrg. *Okuuču-lar vrač-ka kör-ün-üş-tü.*

生徒-複数 医者-与格 見る-再帰-3 複-過去

「生徒たちは医者に見てもらった」

すなわち、再帰接尾辞を用いた(16b)では「生徒たちが身体検査を受けた」という解釈が成り立つが、使役接尾辞による(16a)では「身体検査」という事態には解釈できない。だが、(16a)に「手を」あるいは「歯を」などの直接目的語を挿入して「間接受動相当の使役文」にすると、再帰的な解釈が成り立つ。

(17) Kyrg. *Okuuču-lar vrač-ka tiš-u-n kör-söt-üş-tü.*

生徒-複数 医者-与格 歯-3 所有-対格 見る-使役-3 複-過去

「生徒たちは医者に歯を 見させた/見てもらった」

以上の考察から、少なくともトゥヴァ語、カラガス語と、キルギス語とでは直接受動に相当する使役文をどの程度許容するかという点において違いがみられ、それぞれ異なるタイプに属すると言ってよい。つまり、直接受動に相当する使役文を、再帰的使役文を含め広く許容するトゥヴァ語・カラガス語に対し、キルギス語は「殴る」「捕まえる」などの限られた語彙にしか直接受動に相当する使役文が用いられず、しかも用いられる場面は諺のような表現が多いという、例外的に直接受動に相当する使役文を許容するだけの言語だと言うことができる。

一方、トゥヴァ語・カラガス語は、モンゴル語と長年にわたる密接な言語接触を繰り返してきたことで知られている。13-14 世紀、モンゴルがそ

⁶ Ščerbak (1981 : 117) によれば、*-söt* という接尾辞は、古代チュルク語の *körsät-* にも見られるもので、おそらく願望や性向を表す接尾辞 *-sä* と使役接尾辞 *-t* の合わさったものだという。他方、Kononov (1956 : 203) は、*gözter > göster > görset* という音位変換によるものだと考えている。現代語ではカザフ語 *körset-*、バシユキル語 *kürhät-*、クムク語 *görset-* などに見られるが、生産的な使役接尾辞とは言えない。そこで、*kör-söt-* という動詞は、「見させる」という動詞使役形ではなく、「見せる」という単一の動作を表す他動詞だという見方もできる。しかし、本文(16a,b)に示した再帰接尾辞がついた形との解釈の対比により、やはり、ここでは「見させる」という動詞使役形として捉えられると考えたい。

の支配域を拡げた時代に一部のモンゴル部族がトゥヴァの地に移住したと言われているが、それ以来あるいはそれ以前からトゥヴァとモンゴルはあらゆる面で相互に影響を及ぼし合ってきた。トゥヴァの宗教はチベット仏教であるが、多くがイスラム化されたチュルク民族の中では珍しい存在である。これは13世紀にモンゴルが西夏を滅ぼして以来、接触のはじまったチベット仏教の影響をモンゴルとともに受けたことによると言われている。そこで、他のチュルク語にみられるような、イスラム教を介して借用した数多くのアラビア語やペルシャ語からの借用語がトゥヴァ語にはほとんどみられず、その代わりに同じ仏教徒であるモンゴル語からの大量の借用語彙がみられるという(庄垣内1989:1224)。

現代のモンゴル語をみると、チュルク語と同じように、動詞語幹に接続する派生接尾辞として使役接尾辞と受動接尾辞とが別個に存在するが、Kullmann & Tserenpil (1996:123)によれば、受動を表すために多くの場合は使役接尾辞が用いられ、受動接尾辞が用いられることの方がむしろ少ないという。これは、(12)に示したトゥヴァ語やカラガス語のデータから導き出される傾向と類似ないし一致する現象である。上述のように、トゥヴァ語、カラガス語における直接受動相当の使役文は、チュルク語の中では特異な振る舞いをみせる。この特異性がモンゴル語との言語接触の結果であることは容易に想像できるが、確かな証左はない。詳細は別稿に譲ることとしたい。

3.1.2 キルギス語の直接受動相当の使役文と受動文

以上のように、キルギス語における直接受動相当の使役文は、「殴る」や、「捕まえる」など語彙的に限定された動詞に限られ、また、諺などに用いられる表現が多い。つまり、非常に限られた、例外的な表現だということである。キルギス語の直接受動相当の使役文の例として挙げた(1)や(6a)なども、次に示すように、対格名詞句が省略されているだけだと考えることもできる。

(18) Kyrg. *Al saga (öz-ü-n) ur-dur-ba-y-t.* (cf.(6a))

彼 お前(与格) (自身-3所有-対格) 叩く-使役-否定-現在-3単

「彼はお前には(彼自身を)叩かせない／叩かれない」

このように考えると、数少ないキルギス語の直接受動相当の使役文も、

実は間接受動相当の受動文が外見上直接受動相当のように見えているだけということになり、実質的に直接受動相当の受動文はほとんど存在しないという見方もできる。しかし、どのように考えるにせよ、「彼はおまえには叩かれない」という表現には、上のように使役文を用いた表現と、次のように受動文を用いた表現の二通りの表現が成立する。

(19) Kyrg. *Al saga ur-ul-ba-y-t.* 「彼はお前には叩かれない」
 彼 お前(与格) 叩く-受動-否定-現在-3単

このとき、(18)の使役文と(19)の受動文の間には、微妙なニュアンスの違いがあるようである。コンサルタントによれば、(18)の使役文では、特定の個別的動作において「おまえには叩かれない」という意味を表すのに対し、(19)の受動文では、より恒常的な状態、あるいは能力的な意味合いにおいて「おまえには叩かれない(=彼の方が腕力において強い)」というニュアンスを表すという違いがあるという。

3.2 間接受動相当の受動文

3.2.1 チュルク語全般について

前節で、直接受動に相当する使役文は、トゥヴァ語など一部の言語では広く用いられるものの、キルギス語ではごく限られた範囲でしか許容されないということを述べた。これに対して、西方のチュルク語、例えばトルコ語などでは、おそらく全く許容されないものと思われる。他方、間接受動相当の使役文は、チュルク語のほとんどすべての方言において許容されると言ってよい。チュルク語の各方言に見られる間接受動相当の使役文の具体例は、2.1の(5)などに挙げたところである。

このように、間接受動相当の使役文はチュルク語において広くみられる表現ではあるが、その現れ方には方言によって違いがある。例えば、トルコ語では間接受動相当の使役文が存在すると言っても、(5f)に挙げたような「盗まれた」など、ごく限られた場合でのみ間接受動相当の使役文が用いられる。したがって、次のような例では、文字通りの使役の意味にしか解釈できず、非意図的な事態によって影響を受けるという受動の解釈は成り立たないようである。

(20) Turk. *Baş-ım-a ona vur-dur-du-m.*

頭-1 単所-与格 彼(与格) 打つ-使役-過去-1 単

「私は彼に私の頭を たたかせた/*たたかれた」

トルコ語と比較すると、キルギス語ではトルコ語よりもはるかに広い範囲で間接受動相当の使役文が用いられる。トルコ語のように使役文による受動表現が限定的であるという傾向は、東西に広く分布するチュルク語の中で西に行くほど強く、逆に東方に位置するチュルク語では、より広く使役文による受動表現が用いられ、その結果、使役と受動の境界が曖昧になる傾向が強くなるように思われる。

3.2.2 キルギス語における間接受動相当の使役文の成立要件

以下では、キルギス語の間接受動相当の使役文について、その成立要件や構文的特徴を考察する。

間接受動相当の使役文が、非意図的な事態の発生を表すものと、意図的な事態の引き起こしを表すものとに分類できることは、2.2.2の(10)で提示したとおりである。間接受動相当の使役文は、動詞語幹に使役接尾辞がついた動詞使役形を述部にもつ文であり、対格補語を備えた文であるから、他動詞構文である。他動詞文における主格名詞句には「動作主」という意味役割が与えられ、対格名詞句には「対象」という意味役割が与えられるのが典型である。そして「動作主」とは普通、意図的な動作主体である。ところが、本稿で考察する間接受動相当の使役文には、主格名詞が表す主体にとって、非意図的な事態の発生を表すものがある。間接受動相当の使役文といっても形式的には「 N_1 が N_2 に N_3 を V させる」という普通の使役文と同じ構成をとり、「 N_1 が(意図的に) N_2 に N_3 を V させる」という使役の解釈が成立する。しかし、同時に「 N_2 が N_3 を V するということが N_1 の意図と関係なく行われ、それによって N_1 が影響を受ける」という受動の解釈が成立する場合がある。本稿では前者を再帰的使役文と呼んで後者と区別したが、以下では、どのような場合に後者のような非意図的な事態の発生という解釈が成り立つのかという問題について検討を行いたい。具体的には、間接受動相当の使役文の成立要件としての「被害性」の問題と、「所有物への被害」という要件について検討する。

3.2.2.1 間接受動相当の使役文と被害性

間接受動相当の使役文のうち、再帰的使役文は、文の主語は自らが積極的な働きかけの主体であると同時に動作の対象でもあり、自らの利益になる行為を表すのが主であるので、基本的に被害性を含意することはない。ここで問題とするのは、再帰的使役文を除くキルギス語の間接受動相当の使役文が、被害や迷惑を表す場合に限って用いられるのかどうか、ということである。これまでに挙げたキルギス語に見られる間接受動相当の使役文は、どれも被害や迷惑、望ましくない事態を表すものばかりであった。新たな例を加え、いま一度、この点を確認しておこう。

(21) a. Kyrg. *Men but-um-du it-ke kap-tir-di-m.*

私 足-1 単所有-対格 犬-与格 噛む-使役-過去-1 単

「私は自分の足を犬に噛まれた」((2)の再掲)

b. Kyrg. *Men košelyok(g)-um-du al-dir-di-m.*

私 財布-1 単所有-対格 取る-使役-過去-1 単

「私は財布を取られた」((6b)の再掲)

c. Kyrg. *Men at-im-di uurda-t-ti-m.*

私 馬-1 単所有-対格 盗む-使役-過去-1 単

「私は馬を盗まれた」((14a)の再掲)

d. Kyrg. *Men čini-m-di bala-m-a sindir-t-ti-m.*

私 深皿-1 単所有-対格 子供-1 単所-与格 割る-使役-過去-1 単

「私は自分の深皿を子供に割られた」

e. Kyrg. *Bala kol-u-n čirkey-ge čak-tir-di.*

子供 腕-3 所有-対格 蚊-与格 刺す-使役-過去-0 (3)

「子供が腕を蚊に刺された」

f. Kyrg. *20 som-u-n koy-du ele, 15-i-n ut-tur-up jiber-di.*

20 ソム-3 所有-対格 置く-過去 いた 15-3 所有-対格 とる-使役-副動詞 送る-過去-0 (3)

「20ソム置いて(賭けて)、15ソム取られてしまった」(Krippes 1998 : 542)

g. Kyrg. *Esil kayran Ata-biz-di imperiya-nin jez tumšug-u-na*

不運な 親愛なる 父-1 複所有-対格 帝国-属格 銅 鼻*-3 所有-与格

*öltür-t-kön-übüz jalgan-bi? *jez tumšuk*「悪い奴」

殺す-使役-過去-1 複所有 嘘 - 疑問

「私たちが今はなき愛しい父を帝国の連中に殺されたというのは嘘なのか？」

(Krippes 1998 : 405)

日本語の間接受動文は「迷惑受身」という別名をもつように、何らかの被害性を含む場合が多い。しかし、日本語の間接受動文では、例えば「先生に子供をほめられた」のように、被害や迷惑を表すのではない場合にも成立し、被害や迷惑の含意はその成立条件ではない。

しかしながら、キルギス語の場合は、「当事者の主観に関係なく、被害や迷惑をもたらすと通常考えられる場合」に限って（非意図的な事態としての）間接受動相当の使役文が成立すると言ってよい。言い換えれば、動詞の意味に被害や迷惑をもたらす意味がもとより含まれている場合に限って、上のような構文が成立するのである。

3.1.1 でも述べたが、キルギス語では、直接受動に当たる場合は受動接尾辞が用いられ、対格補語を備えた間接受動相当の場合には使役接尾辞が用いられる。両者の間の切り替えは極めて明確である。だが、次にみるように、「通常被害や迷惑をもたらすと考えられる場合」とそうでない場合とは、直接受動と間接受動の間の受動接尾辞と使役接尾辞の切り替えが非対称的になる。

(22) a. Kyrg. *Menin bala-m it-ke kab-ül-dï.*

私の 子供-1 単所有 犬-与格 噛む-受動-過去-ø(3)

「私の子供は犬に噛まれた」

b. Kyrg. *Men bala-m-du it-ke kap-tïr-dï-m.*

私 子供-1 単所有-対格 犬-与格 噛む-使役-過去-1 単

「私は子供を犬に噛まれた」

(23) a. Kyrg. *Menin bala-m mugalim-ge makta-l-dï.*

私の 子供-1 単所有 先生-与格 ほめる-受動-過去-ø(3)

「私の子供は先生にほめられた」

b. Kyrg. *Men bala-m-du mugalim-ge makta-t-tï-m.*

私 子供-1 単所有-対格 先生-与格 ほめる-使役-過去-1 単

「私は子供を先生にほめさせた」(*「私は子供を先生にほめられた」)

(22) のように「子供を犬に噛まれた」という場合は、(22a) の受動文で表されたのと同じ内容を (22b) のような使役文で表すことができるのに、(23) のような「子供を先生にほめられた」という、被害や迷惑を表すのではない場合は、(23a) の受動文で表された内容と同じ事態を使役文の形式で表すことができない。コンサルタントによれば、このような場合は

「私は先生から子供がよく出来ると聞いた」というような表現の方が用いられ、(23b) の使役文は、使役の解釈しか成立しないという。

ここで重要な点は、被害や迷惑を表すかどうかは、当事者の主観ではなく、動詞の意味にもとより被害や迷惑の意味が含まれているかどうか、言い換えれば、動詞の表す動作が「被害や迷惑をもたらすものであると一般的に考えられている」かどうかによって決められるということである。

(24) Kyrg. *Men saat-ım-dı aga-m-a oňdo-t-tu-m.*

私 時計-1 単所有-対格 兄-1 単-与格 修理する-使役-過去-1 単

「私は兄に時計を修理させた／修理してもらった」(* (勝手に) 時計を修理された)

日本語の間接受動文では、(24) のような場合に「私は兄に時計を修理させた」という使役の形式を用いるか、「私は兄に時計を修理された」という受動の形式を用いるかは、「私」がその事態を被害や迷惑な事態と捉え、それを表そうとしているかどうかという語用論的な条件によって決定される。しかし、キルギス語の場合はそうではない。(24) のような「時計を修理する」という行為は普通は被害や迷惑を及ぼす行為ではないため、(24) の使役文には使役の解釈しか成り立たず、「兄が勝手に私の時計を修理して、それによって私は影響を受けた」という受動の解釈は成立しないのである。

このように考えてくると、(21) に挙げたキルギス語の間接受動相当の使役文で表された被害や迷惑の意味は、(日本語の間接受動文について言われるように) 文の構造から生まれる意味ではなく、動詞の表す意味に含まれている被害や迷惑であるということがはっきりしてくる。

既述のとおり、トルコ語では「(財布を) 盗まれた」というような場合に使役文を用いて表すことができるが、使役文を用いて受動の意味を表すことについてビョケソイ (2000: 93) は、「望ましくない結果を表すものに限られている」と述べているものの、「盗まれた」以外の例は挙げられていない。トルコ語の場合は、もとより間接受動相当の使役文が成立する範囲が限られているので、被害性のあるものに限って間接受動が成立するかどうかという問題は議論する意味があまりないかも知れない。しかし、キルギス語の間接受動相当の使役文が被害性のあるものに限って成立するという事は、間接受動相当の使役文の本質を考える上で重要なポイントになるように思われる。

3.2.2.2 間接受動相当の使役文と「持ち主の受身」

3.2.2.2.1 所有物への被害

次に検討する重要な要件は、キルギス語における非意図的な事態としての間接受動相当の使役文が、身体部位や、所有物、肉親や縁者を動作の直接の対象とする場合に限って成立するという点である。日本語の間接受動文では「持ち主の受身」と呼ばれるものに該当する。

前節(21a~g)に挙げた例を見ると、それらはどれも動作の直接の対象を示す対格補語に所有接尾辞が付いており、それらが、文の主語の「所有」ないし「所属」に帰するものであることが示されている。キルギス語において非意図的な事態として解釈できる間接受動相当の使役文が、厳密にこのような条件のもとにのみ成立することは、次の例からも分かる。

(25) Kyrg. *Men kofe-m-di dos-um-a tōk-tūr-üp al-dī-m.*

私 コーヒー-1 単所有-対格 友達-1 単所有-与格 こぼす-使役-副動詞 取る-過去-1 単

「私は自分のコーヒーを友達にこぼされてしまった」(受動の解釈)

(26) Kyrg. *Men dos-um-dun kofe-si-n tōk-tūr-üp al-dī-m.*

私 友達-1 単所有-属格 コーヒー-3 所有-対格 こぼす-使役-副動詞 取る-過去-1 単

「私は友達のコーヒーをこぼさせてしまった」(使役の解釈のみ)

(25) は、「私」と「友達」が並んでコーヒーを飲んでいるという設定において「友達がコーヒーをひっくり返した」という状況を表したものである。このとき、「こぼす」という動作の対象となったコーヒーが「私」のものであった場合には(25)のように使役の形式を用いてその状況を表すことができる。ところが、同様の構文でも(26)のように動作の対象が「友達のコーヒー」に置き換えられた場合には、もはや非意図的な事態としての受動の意味を表すことができない。その文は「(意図的に)友達のコーヒーをこぼさせた」という使役の意味にのみ解釈が可能である。そして、(25)の方では単に「私のコーヒーがこぼされた」というだけでなくそのコーヒーが自分にかかったという事態までも含意することができるが、(26)では「友達のコーヒーをこぼさせた」ということを表すだけで、そのコーヒーがたとえ「私」にかかったという被害が生じていてもその意味を含めることはできない。もしそのコーヒーが「私」にかかったという被害の事態を表そうとすれば、次のような受動文を用いて表すことになる。

(27) Kyrg. *Men dos-um-dun kofe-si-ne tög-ül-dü-m.*

私 友達-1 単所有-属格 コーヒー-3 所有-与格 こぼす^{*}-受動-過去-1 単

「私は友達のコーヒーにこぼされた」

* *tök-* = こぼす, 注ぐ, 流す

これらのデータの興味深い点は、「私にコーヒーがかかった」という被害の事態が所有物であるコーヒーに対する侵害行為を中心に描かれるという点である。これは、キルギス語の、ひいてはチュルク語に見られる「受動の意味を表す使役文」の本質を表しているものだと考える。この点については4章で改めて述べることにする。

3.2.2.2 所有物の範囲と「関与」と「責任」

以上のように、非意図的な事態として解釈できる間接受動相当の使役文の成立は、厳密に所有物への被害の事態に限られるようだが、ここで言う「所有物」とは、(21a) や (21e) のような身体の一部のほか、(21b~d) のような文字通りの所有物や、(21g), (22b) のような肉親、縁者を含む概念である。そして時には次の例のように、文の主語の直接の「所有」に属さない場合でも非意図的な事態として解釈できる間接受動相当の使役文が成立する場合がある。

(28) Kyrg. *Men košelyok-tu al-dir-dü-m.*

私 財布-対格 取る-使役-過去-1 単

「私は財布を取らせた／取られた」

(28) の例は、実は両義的である。すなわち、「私は（誰かに命令して別の人の）財布を取らせた」という使役の解釈と、「私は（誰かに）財布を取られた」という受動の解釈の両方が成り立つ。このとき、取られた財布が「私」の「所有」に属する場合には受動の解釈が、反対に「私」の「所有」に属さない場合には使役の解釈が優先される。しかしながら、コンサルタントによれば、取られた財布が自分の財布ではなく、例えば友人の財布であっても、(28) が受動の意味に解釈されうる場合があるという。例えば、同じ部屋に荷物を置いていて、目を離れた隙に友人の財布だけが置き引きにあったというような状況などが考えられるという。その場合は(28) において、形式的には単に *košelyok-tu* (財布-対格) とだけ現れてい

るが、明示的に表示すれば、*menin dos-m-dun košelyog-u-n*⁷「私の友だちの財布」であり、広い意味で「私の所有」の範囲内にあると捉えられているとすることができる。これは、非意図的な事態として解釈できる間接受動相当の使役文が成立するための要件として求められる「所有」あるいは「所属」の概念が、動作主（加害者）との相対的な距離関係で決まるものであるということを示している。(28) のような場合には、「所有」や「所属」という言い方よりも、自己が関与あるいは管理する「領域」という表現の方がふさわしいかも知れない。

このように、キルギス語では自己の領域の内か外かによって受動か使役かの区別がなされる。次章では、これが通言語学的な観点から見てどのような意義を持つのかを考え、そこから改めてキルギス語における「受動の意味を表す使役文」とは何なのかを考えてみたい。

4. キルギス語の「受動の意味を表す使役文」の本質—通言語学的な観点から

Washio (1993), 鷲尾 (1997) では、「関与受動 (Inclusion Passive)」と「排除受動 (Exclusion Passive)」という二つの受動文のタイプが提示されている。まず、類似性の顕著な言語として日本語と韓国語との比較から次のような主張がなされた。すなわち、韓国語では自動詞を受動化できないが、日本語では自動詞の受動化が可能である。また、韓国語では、他動詞の間接受動は主語と目的語との間に「全体と部分」というような所有の関係が成立している場合にしか許容されないが、日本語では、主語と目的語との間に「全体と部分」というような所有の関係がなくても受動文が成立する。例えば「チョルスがヨンヒに髪を切られた」という場合、韓国語では「ヨンヒがチョルスの髪を切った」という解釈しかできないが、日本語では「ヨンヒがヨンヒ自身の髪を切った (チョルスはヨンヒの長い髪が好きだったのに、ヨンヒが勝手に切っしまい、がっかりした)」という解釈も成り立つ。この違いは、自動詞の受動化か他動詞の受動化かというような区別ではなく、受動文の主語が「出来事」に「関与」している状況しか記述できないか、あるいは受動文の主語が「出来事」から「排除」されている状況をも記述できるかという違いにより統一的に説明できる、という主張である。

⁷ *menin dos-m-dun košelyog-u-n*
私 の 友だち-1 単所有-属格 財布-3 所有-対格

この主張は、さらに日本語と韓国語の受動文の違いだけでなく、他の言語の記述においても重要な役割を果たす可能性があるというところに大切な意義がある。Washio (1995) では、現代モンゴル語において、使役文が日本語の間接受動に当たる意味を表す場合に、使役か受動かという解釈の限界を規定しているのが、この「排除」と「関与」の区別であると述べられているが、このことはキルギス語にもそのまま当てはまるように思われる。すなわち、前節(28)の例において、対格目的語の「財布」が主語の「所有」あるいは「領域」に属するかどうかによって、受動と使役の解釈のどちらが優先されるかが決まるという事実は、Washio (1993) が提示した「関与」か「排除」かという区別によって使役か受動かという解釈の限界が規定されるという主張に合致する。(28)の例では、対格目的語の「財布」が主語である「私」の「所有」あるいは「領域」に属するという解釈が「関与」の状況、反対に、属しないとする解釈が「排除」の状況であり、「排除受動」を許容しないキルギス語では後者に受動の解釈は成立しない。

ただ、鷲尾(1997:49)も言うように、「排除・関与」の概念をどう定義するのかは「一筋縄で行かない問題」であり、「排除」と「関与」の区別がキルギス語にも当てはまるといっても、「排除・関与」の概念自体がそもそも複数言語間において画一的に捉えられるものなのかどうかは疑問が残る。ここで鷲尾(1997:48-49)が挙げた、「排除・関与」の概念規定の難しさを示す例を紹介しておこう。朝鮮語は上記の通り「排除受動」を許容しない言語であるが、次に挙げる3つの例における適格・非適格性の判断は、「排除」と「関与」をどのように規定するのかという問題の難しさを示している。

- (29) a. Kor. *Swunca-nun tongsayng-eykey chayk-ul ilk-hi-ess-ta.
 S.-TOP brother-BY book-ACC read-PASS-PST-DEC⁸
 b. スンジャは弟に本を読まれた。
- (30) a. Kor. Swunca-nun tongsayng-eykey ilki-lul ilk-hi-ess-ta.
 S.-TOP brother-BY diary-ACC read-PASS-PST-DEC
 b. スンジャは弟に日記を読まれた。

⁸ グロスの省略記号は次の通り：TOP (Topic 話題), BY (受動文における意味上の主語のマーカ), ACC (Accusative 対格), PASS (Passive 受動形態素), PST (Past tense 過去時制), DEC (Declarative 平叙文, 平叙文語尾)。

- (31) Kor. na-nun sensayngnim-eykey [mollay ssu-ko iss-ten] chayk-ul
ilk-hi-e pelyess-ta.

「私は先生に、こっそり書いていた本を読まれてしまった」

(29) ~ (31) の間の適格性の相違からは、「本を読まれる」のは「排除」だが、「日記を読まれる」ことや、「こっそり書いていた本を読まれる」ことは「関与」だという区別ができるような「排除・関与」の概念規定をしなければならないということになる。

ここで、「排除・関与」の区別を考える上で、注意しておかなければならないことがある。それは、「責任」という概念との混同である。

日本語では、例えば「息子に死なれた」という受動文を用いるか、「息子を死なせた」という使役文を用いるかということは、「息子の死」に対して、文の主語である人物が責任ありと感じていることを示すかどうかという語用論的な条件によって決定されると考えられている (cf. 寺村 1982 : 299-302)。これと同様の「責任 (responsabilité)」という概念が、フランス語の使役文が受動の意味を表す場合についても提案されている (Tasmowski-De Ryck & van Oevelen 1987 など。cf. Washio 1995 : 89-116, 鷲尾 1997 : 38)。

キルギス語における非意図的な事態としての間接受動相当の使役文の成立は、上に述べた通り、文の主語と「関与」の状況にあるものへの被害に限られ、そうでない場合には使役の解釈しか成立しない。だが、前掲(21)や(25)の例のように、文の主語にとってまったく非意図的に発生した受動の事態を表すものであっても、文の形式としてはあくまで「使役」の形をとっているから、文の主語にわずかでも事態の発生に対する主体的な関与を認め、これを「責任」という概念で説明することも不可能ではない。つまり、自らの責任があるという範囲を「関与」の状況であるとする考えである。しかしながら、キルギス語に「責任」という観念を導入するのは正しくない。キルギス語の使役文における受動の解釈は、責任の有無ということとは全く別次元の、単純に「自分の領域が侵されたという被害」に対して成立するものではないかと思われる。これは、(25)や(26)のように、「自分のコーヒーがこぼされた」か、「友だちのコーヒーがこぼされた」かで、それを表現する文の形式が異なるという事実象徴的に現れている。別の言い方をすれば、キルギス語で(25)のような使役の形式によって「自分のコーヒーをこぼさせた」と表現しても、日本語で「自分のコーヒーを(みすみす)こぼさせてしまった」という場合に含まれるような

「責任」や「自分の落ち度」というような意味と関係がないと考えるべきである。そして、「自己領域内にあるものへの被害」を「責任」などの主観的要素とは別次元で淡々と描写するものであるところに、キルギス語の「受動の意味を表す使役文」の本質が見えると筆者は考えている。

5. 終わりに

以上、キルギス語の「受動の意味を表す使役文」について、統語的、意味的な観点から分類した上で、チュルク語の他方言との比較をふまえながら、分類ごとの構文的特徴やその成立要件について考察をおこなった。

現代のチュルク語にみられる「受動の意味を表す使役文」の歴史が古代チュルク語にまで遡るものだということは冒頭で述べた。具体的には、チュルク語最古の文献資料である突厥文字碑文にまで遡ることができる。突厥文字碑文に用いられた言語は、チュルク語の文献記録としてはもっとも古いものであるから、この中に「受動の意味を表す使役文」の源流を見出すことができるなら、現代のチュルク語にこの表現があまねくゆきわたったことも首肯できる。Yuldašev (1988: 293) は、チュルク語において使役文が受動の意味を表す場合があることを「遠い過去の文化的遺産」と表現したが、この「文化的遺産」がどのように現代に引き継がれ、千数百年の時を経てユーラシア大陸を横断する広大な地域に分布するチュルク語においてどのように現れているのかを観察し、その現象に説明を加えるためには、本稿でおこなったような共時的な考察のほかに、通時的な観点からの考察も必要であろう。また、本稿ではチュルク語の中の一方言の「使役」だけを中心に取り上げて考察したが、チュルク語において「使役」と「受動」と「再帰」という3つの形式は、まさに「三位一体」となって、周辺の言語との激しい言語接触の中でそれぞれの持ち場を微妙に変化させながら現代につながってきており、今後「使役」だけでない観点からの観察が不可欠であることは間違いない。

[キリル文字によるチュルク語の翻字一覧]

А а = A a, Б б = B b, В в = V v, Г г = G g, Д д = D d, Е е = E e, Ё ё = Yo yo, Ж ж = J j / Ž ž, З з = Z z, И и = I i, Й й = Y y, К к = K k, Л л = L l, М м = M m, Н н = N n, О о = O o, П п = P p, Р р = R r, С с = S s, Т т = T t, У у = U u, Ф ф = F f, Х х = X x, Ц ц = C c, Ч ч = Č č, Ш ш = Š š, Щ щ = Šč šč, Ъ = ", Ы

ы = ĭ ĭ, ь = ' , Э э = E e , Ю ю = Yu yu , Я я = Ya ya , Ғ = ɣ , Һ = ɣ , Ө ө = Ö ö, ә ә = Ä ä

[略号表]

| | |
|-----------------|---------------|
| Bašk. バシユキル語 | N.Uyg. 新ウイグル語 |
| Karag. カラガス語 | Tur. トルコ語 |
| Kaz. カザフ語 | Turkm. トルクメン語 |
| Khak. ハカス語 | Tuv. トゥヴァ語 |
| Kor. 朝鮮語 | Uzb. ウズベク語 |
| Kyrg. キルギス語 | Yak. ヤクート語 |
| K.Kalp. カラカルパク語 | |

《参考文献》

Baskakov, N.A., Inkijekova-Grekul (1953) "Xakasskiy yazık", *Xakassko-russkiy slovar*, Moskva:Nauka.

ビョケソイ, デニズ (2000) 「日本語とトルコ語の受動文について」『筑波応用言語学研究 7』85-98.筑波大学.

飯沼英三 (1995) 『カザフ語辞典』東京:ベスト社.

Isxakov, F.G. (1961) "Imena" In Isxakov, F.G. & Pal'mbax, A. A., *Grammatika tuvinskogo yazıka. Fonetika i morfologiya*. Moskva:Izdatel'stvo Vostočnoy Literaturi.

Johanson, L. (1998) "The Structure of Turkic." In Johanson, L. & Csató, É.Á.(eds.), *The Turkic Languages*, 30-66. New York:Routledge.

Karpov, V.G. (1975) "Glagol." In Baskakov, N.A.(ed.), *Grammatika xakasskogo yazıka*, 163-230. Moskva:Nauka.

川口裕司 (1999) 「現代トルコ語の使役構文—その機能と意味—」『言語研究 IX』69-96.東京外国語大学.

風間伸次郎 (1999) 「ツングース諸語における「使役」を示す形式について」日本言語学会第 119 回大会予稿集 159-164.

—— (2002) 「ツングース諸語における「使役」を示す形式について」『環北太平洋の言語』第 8 号 文部科学省特定領域研究(A) 環太平洋の「消滅に瀕した言語」にかんする緊急調査研究 報告書 A2-012;37-50.

Kormušin, I.V. (1975) "O Passivnom značenii kauzativnix glagolov." In Ričkova, N.P.(ed.) *Turcologica: K semidesyatiletiju akademika A. N. Kononova*, 89-93.

- Krippes, K.A. (1998) *Kyrgyz-English Dictionary*, Kensington: Dunwoody Press.
- Kudaybergenov, C. (1987) "Kategoriya zaloga." In Zaxarova, O.V. (ed.), *Grammatika kirgizskogo literaturnogo yazika 1 : Fonetika i morfologiya*, 238-253. Frunze: Ilim.
- Kullmann, R. and Tserenpil, D. (1996) *Mongolian Grammar*. Hong Kong: Jensco.
- 大崎紀子 (2000) 「キルギス語の使役文について」『京都大学言語学研究』第19号: 59-77. 京都大学大学院文学研究科.
- Pal'mbax, A.A. (1961) "Glagol." In Isxakov, F.G. & Pal'mbax, A.A., *Grammatika tuvinskogo yazika, Fonetika i morfologiya*. 254-429. Moskva: Izdatel'stvo Vostočnoy Literaturi.
- Rassadin, B.I. (1978) *Morfologiya tofalarskogo yazika v sravnitel'nom osveščanii*. Moskva: Nauka.
- 庄垣内正弘 (1988) 「カラガス語」『言語学大辞典』第1巻: 1271-1273. 東京: 三省堂.
- (1989) 「チュルク諸語」『言語学大辞典』第2巻: 937-950. 東京: 三省堂.
- (1989) 「トゥヴァ語」『言語学大辞典』第2巻: 1222-1225. 東京: 三省堂.
- Ščerbak, A.M. (1981) *Očerki po sravnitel'noy morfologii tyurkskix yazikov (glagol)*. Moskva: Nauka.
- Tasmowski-De Ryck, L., and van Oevelen, H. (1987) Le causative pronominal. *Revue Romance* 22: 40-58.
- 寺村秀夫 (1982) 『日本語のシンタクスと意味 I』東京: くろしお出版.
- 鷲尾龍一 (1997) 「比較文法論の試み」現代言語学研究会 (編) 『ヴォイスに関する比較言語学的研究』3-66. 東京: 三修社.
- (1997) 「他動性とヴォイスの体系」『ヴォイスとアスペクト』中右実 (編) 日英語比較選書 7. 東京: 研究社出版.
- Washio, R. (1993) "When Causatives Mean Passive: A Cross-linguistic Perspective." *Journal of East Asian Linguistics* 2: 45-90.
- (1995) *Interpreting Voice : A Case Study in Lexical Semantics*, Tokyo: Kaitakusha.
- Yudaxin, K.K. (1965) *Kirghizsko-russkiy slovar'*. Moskva : Sovetskaya enciklopediya.
- Yuldašev, A.A. (1988) "Kategoriya zaloga." In Tenišev, E.R. (ed.), *Sravnitel'no-istoričeskaya grammatika tyurkskix yazikov, Morfologiya*. 269-324. Moskva: Nauka.

When Causatives Mean Passive in the Kyrgyz Language

OHSAKI, Noriko

Abstract

This paper examines the syntax and semantics of causative constructions which express a passive sense in the Kyrgyz language, a Turkic language spoken in Kyrgyz Republic.

Causative sentences which express a passive sense are classified as follows:

A) Causative sentence corresponding to canonical passive construction

—causative sentence whose syntactic subject is a direct object of the verb:

A1) Syntactic subject undergoes the action involuntarily.

A2) Syntactic subject undergoes the action of his/her own volition

B) Causative sentence corresponding to indirect passive construction.

—causative sentence whose syntactic subject is indirectly affected by the action denoted by the verb:

B1) Syntactic subject undergoes the action involuntarily.

B2) Syntactic subject undergoes the action with his/her own volition.

A)-type causative sentences are formed on the basis of a limited number of verbs, and mostly used in proverbs. On the other hand, B)-type causative sentences appear not only in Kyrgyz, but also in almost all Turkic languages.

Addressing the issue of to what extent B)-type causative constructions allow passive interpretations, we have discovered that; (i) the syntactic subject always has a passive role within the “unpleasant” event, (ii) this type of construction is formed on the basis of semantically limited verbs, which originally imply an “unpleasant” event, such as “steal” or “kill”, and (iii) the direct object which is affected by the “unpleasant” event is always his/her possession.

Furthermore, we consider the semantic/pragmatic properties of causative constructions which express a passive sense from a cross-linguistic perspective.

(受理日 2004年6月29日 最終原稿受理日 2004年12月24日)